

肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち新たな改良形質の検討・評価）に係る公募要領

令和5年5月29日付け肉改協発第17号  
一部改正 令和5年7月12日付け肉改協発第26号

## 第1 総則

肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち新たな改良形質の検討・評価）に係る取組主体の公募については、この公募要領の定めるところによるものとします。

なお、公募における事務手続きについては、肉用牛改良情報活用協議会（以下「肉用牛協議会」という。）の構成員のうち一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）が取組主体の公募事務を分担して実施することとします。

## 第2 事業の内容、事業の要件、応募の要件等

### 1 事業内容等

本事業で公募する事業の内容及び事業の要件は、別表1のとおりとします。

### 2 応募団体の要件

#### (1) 取組主体

本事業における取組主体（農水省要領別紙1-2の第2の4の(2)の後段の実証団体をいう。以下同じ。）は、肉用牛の枝肉情報以外の形質に注目した評価に向けたデータ収集・分析及び評価手法等を検討する取組を目的に掲げて活動を行う組織であって、次のアからオのいずれかの団体とし、かつ肉用牛協議会が行う公募において選定された組織であることとする。

ア 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

ウ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

エ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）

オ 都道府県

カ その他肉用牛協議会代表が認める団体

(2) 事業責任者（申請人）

応募に当たっては、応募団体の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者を事業責任者とし、事業責任者は、事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

3 補助金の補助率

別表1に定める補助金の補助率とします。

4 事業実施期間

別表1に定める事業実施期間とします。

5 補助対象経費の範囲

(1) 補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であって、別表1の経費であり、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

応募に当たっては、事業実施における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、肉用牛協議会が別途定める肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち新たな改良形質の検討・評価）実施要領（以下「協議会要領」という。）に基づく補助金交付申請の審査等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額とは一致しないので留意してください。

また、所要額については千円単位で計上願います。

(2) 補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、その金額が明らかな場合は、これを申請額から減額して申請する必要があります。

(3) 申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

ア 導入する設備・備品等を利用するための契約手数料、保険料等の経

## 費

- イ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- エ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- オ 国の他の事業による補助金を受けた経費
- カ その他当該事業の実施に関連のない経費

### 第3 取組主体候補者の選定

#### 1 審査の方法及び手順

##### (1) 事前審査

提出された申請書類について、応募の要件（応募団体の要件、事業期間等）を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

##### (2) 審査委員会による審査

ア 肉用牛協議会に設置する肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち新たな改良形質の検討・評価）に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において第3の3の（2）の審査の観点等に基づきポイント付けによる審査を行い、ポイントの高い順に採択優先順位を決め、予算の範囲内で取組主体を選定します。

また、審査委員会が必要と認めた場合は、応募団体から提案内容・事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

イ 審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務づけられ

ます。審査の経過は通知しません。

また、委員及び審査の過程等のお問い合わせにも応じられませんので、御了承ください。

なお、提出された申請書類等の申請資料は、返却しませんので御了承ください。

## 2 重複申請等の制限

### (1) 重複申請

同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金等を受けている場合又は採択が決定している場合は、応募することができません。

### (2) 不正行為に対する是正措置

協議会要領第9の1に基づき、不正行為に対する是正措置等を求めている者については、応募することができません。

## 3 取組主体候補者の決定

(1) 審査委員会において取組主体候補者を選定し、この審査結果をもって、取組主体候補者を最終決定します。

### (2) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりとします。

#### ア 必要性

(ア) 取組内容は新規性・先導性・優位性を有しているか。(肉用牛の枝肉情報以外の形質に注目した評価に向けたデータ収集・分析と評価手法等を検討する取組を目的に掲げて活動を行っているか。)

(イ) 課題の抽出が具体的かつ妥当であり、地域ぐるみで解決を図ろうとする取組となっているか。(肉用牛の枝肉情報以外の形質について、地域内の繁殖雌牛等を評価する取組を行っているか。又は今後取組体制の構築を図ろうとしているか。)

#### イ 効率性

(ア) 事業計画等(事業内容、事業費等)は具体的かつ適当であるか。

(イ) 事業が遂行可能な適正な体制(人員、事業執行体制(測定したデータ等の情報提供体制を含む)、事務処理体制、事業推進体制)が組み立てられているか。

#### ウ 有効性

(ア) 効果の達成が可能な取組となっているか。

(イ) 事業の成果の波及が期待できる取組となっているか。

### (3) 審査結果の通知等

審査の結果(採択又は不採択)については、取組主体候補者を最終決定し次第、速やかに応募者に対して個別に通知する予定です。

採択の通知については、補助金交付の候補となったことをお知らせす

るもので、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

#### 第4 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

- 1 第3の3の(3)による採択通知を受けた取組主体候補者は、協議会要領等に基づく補助金交付申請書を肉用牛協議会代表に提出していただきます。

また、協議会要領に基づき事業実績報告書に必要書類を添付し提出していただきます。その後、提出された事業実績報告書等を肉用牛協議会において審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに補助金を支払うこととします。

なお、補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとなります。

- 2 採択後の取組主体の責務等

補助金の交付決定を受けた取組主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

##### (1) 事業の推進

取組主体は、協議会要領等を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

また、補助金交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適切かつ遅滞なく行う必要があります。

##### (2) 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

ア 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）が適用されます。

イ 取組主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

ウ 取組主体は、補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・

整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など)を、当該団体の会計部局等において実施するものとする。

### (3) フォローアップ

肉用牛協議会は、事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう取組主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査(現地調査を含む。)を行うことがあります。

また、事業実施期間中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告を取組主体にお願いすることがあります。

### (4) 取得財産の管理

事業により取得した設備等の財産の所有権は、取組主体に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号)に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、肉用牛協議会を通じて、事前に農林水産省と協議するものとする。

なお、その際、交付を受けた補助金の額を限度として、その全部又は一部を農林水産省に納付していただくことがあります。

### (5) 知的財産権の帰属

事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発明者個人に帰属するものとします。ただし、事業に係る知的財産権に関して出願、申請等の手続を行った場合(著作権については、著作物が得られた場合)、若しくは取得した場合、又は実施権を設定した場合は、遅滞なく、肉用牛協議会を通じて、農林水産省にその旨を報告しなければならないものとします。

なお、農林水産省は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業終了後5年間において、事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、肉用牛協議会を通じて、事前に農林水産省の承認を受けなければなりません。

事業により取得した知的財産権を取組主体における規程（職務発明規程等）に基づき、当該団体に承継させることができるものとします。

(6) 事業成果等の報告及び発表

事業により得られた成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、事業終了後に必要な報告を行わなければならないものとします。

また、肉用牛協議会は、取組主体の承諾を得て公表できるものとします。事業により得られた事業成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めるものとします。また、事業終了後に得られた成果についても、必要に応じて発表するものとします。なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、事業による成果であること、論文の見解が農林水産省、肉用牛協議会及び全国協会の見解でないことを必ず明記し、公表した資料については肉用牛協議会を経由して農林水産省に提出するものとします。

(7) その他

その他肉用牛協議会の定めるところにより義務が課されることがあります。

## 第5 応募手続

(1) 応募書の記載内容

ア 「令和5年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち新たな改良形質の検討・評価）応募書（以下「応募書」という。）」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

イ 応募書は様式1から3によって構成されます。

(2) 応募方法

ア 提出期間

令和5年6月2日（金）～令和5年9月29日（金）

イ 提出先・問合せ先

提出先：〒113-0033

東京都文京区本郷1-34-3 後樂園 SAJ ビル6階  
肉用牛改良情報活用協議会

（事務局：一般社団法人全国肉用牛振興基金協会） あて

問合せ先：一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 事業部 あて

電話：03-5801-0773

FAX：03-5801-0774

電子メール：shinko(アットマーク)nbafa.or.jp

※スパムメール対策のため（ ）の@は省略しています。

ただし、問い合わせについては、（月）～（金）（祝祭日を除く。）  
で午前9時00分～午後5時45分（正午～午後1時を除く。）と  
します。

#### ウ 提出書類及び部数

以下の（ア）～（ウ）の書類を1つの封筒に入れ、“令和5年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち新たな改良形質の検討・評価）応募書在中”と表に朱書きをして提出してください。

なお、提出書類は返却しません。

（ア）応募書（様式1～3） 1部

（イ）取組主体概要（民間企業：会社経歴（概要）、直近の総会資料（財務諸表等の添付資料）、公益法人等：定款（又は規約）・寄付行為、業務方法書、決算報告書等） 1部

（ウ）応募書類チェックシート（別紙） 1部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵送、電子メール又は宅配便（バイク便を含む。）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能とします。なお、「電子メール」での提出の場合は、提出先に連絡して下さい。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

また、書類に不備等がないよう、この応募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（申請書類のフォーマットは変更しないでください。）

※ 申請書はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください（様式は肉用牛協議会の事務局である全国肉用牛振興基金協会ホームページよりダウンロードできます。）。様式は、必ず日本工業規格A4サイズ用の紙を使用し、両面印刷で提出してください。様式1～3については、この順に一括して左上1か所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通し番号を付けてください。

※ 応募のために提供いただく個人情報、適切な管理の下、公募審査のためにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。



## 第6 その他

公募開始後に事情により事業の中止や事業内容の変更がある場合がありますのでご了承ください。

別表1 令和5年度肉用牛改良情報活用協議会畜産生産力・生産体制強化対策事業

(家畜能力等向上強化推進に係る肉用牛・多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策のうち新たな改良形質の検討・評価)

事業の内容	事業の要件	補助対象の経費	事業実施期間	補助率
<p>1 新たな改良形質の検討・評価</p> <p>(1) 新たな改良形質測定機器の導入</p>	<p>1 協議会要領第1の1の(1)の光学測定器を導入する取組主体は、光学測定器により測定したデータについて、本機器の法定耐用年数が経過するまで、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）に提供すること。</p> <p>2 光学測定器による測定の対象とする肉用牛は、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種のいずれかであること。</p> <p>(2) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の9第1項の農林水産大臣の承認を受けた者が行う登録又は登記の対象となる肉専用種であること。</p> <p>(3) 原則として、改良センターが管理・運営する肉用牛枝肉情報全国データベース（以下「枝肉データベース」という。）に加入している牛であること。</p> <p>また、1の改良センターへのデータの提供にあたっては、事前に黒毛和種及び褐毛和種（高知系）肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程、日本短角種枝肉情報全国データベース利用規程及び褐毛和種（熊本系）枝肉情報全国データベース利用規程に基づく枝肉データベースの利用申請を行い、家畜改良センターからデータ提供当該牛の枝肉情報の概要を入手し、併せて提供すること。</p> <p>なお、枝肉データベースに未加入の牛である場合は、取組主体が独自に当該牛の子牛登記情報等を入手し、1の測定データとともに改良センターに提供すること。</p> <p>3 光学測定器により測定をする項目は、肉用牛の食肉中の脂肪酸組成のうちのオレイン酸と一価不飽和脂肪酸の2項目とする。ただし、肉用牛協議会代表が必要と認める場合には当該測定器で測定できる一般成分等も測定対象とすることができるものとする。</p> <p>4 取組主体は協議会要領第3の1で測定したデータ並びに第3の2の(3)の枝肉情報の概要等を改良センターへ提供する旨の同意を当該牛の所有者から個別に取得することと。</p>	<p>新たな改良形質を測定するために必要な機器（不飽和脂肪酸を測定するための光学測定器等）の購入にかかる経費</p>	<p>令和5年度</p>	<p>定額</p>